

令和6年度 浜田東中学校部活動に係る方針

1. 基本方針

- (1) 浜田市中中学校部活動ガイドラインに則り、成長の著しい中学生期に、ふさわしい適切な指導を計画的に行います。
- (2) 生徒が生涯にわたってスポーツや文化、科学に親しみ、感謝の心をもち、社会の中でよりよく、豊かに生きるための資質・能力の基盤を育むことを目指します。
- (3) 体力や技能の向上をめざすことのみ偏ることなく、適切な指導や支援によって、仲間と協力したり、切磋琢磨したり、生徒一人ひとりが充実感や達成感を味わえたりすることを目指します。
- (4) 異年齢との交流の中で、生徒同士や教師（指導者）との好ましい人間関係の構築を図ったり、自らの目標の達成に向けて粘り強く挑戦したりするなど、豊かな心を育てます。

2. 本年度の部活動

- (1) 本年度設置する部活動（部顧問）について

野球部	[男女]	・・・	竹村 淳, 杉谷 知哉
バレーボール部	[女]	・・・	岡本 夏樹, 伊藤 五月
バスケットボール部	[男]	・・・	寺戸 真一, 八川 将也, 山岡 修子
ソフトテニス部	[男]	・・・	寺本 幸平, 吉原 徳樹
ソフトテニス部	[女]	・・・	天津 貴志, 下垣 直子
陸上競技部	[男女]	・・・	朝津 順平, 小玉 芽依, 本田 翔梧
吹奏楽部	[男女]	・・・	角国 孝広, 龍里 夏実
美術部	[男女]	・・・	三浦志保子, 多々納紀子, 小西 美穂

※本校では、希望入部制とします。

3. 活動日、活動時間、休養日等について

- ①活動日、活動時間は、教職員が活動につける場合のみ設定することができます。
- ②活動日は、生徒の健康・体力面等を考慮して、適切に定めます。
- ③活動時間については、以下の原則に従って設定します。

ア 活動時間は、長くとも平日は2時間程度、休日は3時間程度とします。

ただし、大会、練習試合等、長時間にわたる活動を計画する場合は、校長の許可を得て行います。

イ 平日は、完全下校時刻までに活動時間を設定します。完全下校時刻は、次のように定めます。

(完全下校時刻とは正門を出る時刻とします。) 20分前のチャイムには片づけを開始

4月	～	9月	・・・	18:20まで
10月	～	合唱コン	・・・	17:50まで
合唱コン	～	1月	・・・	17:15まで
2月	～	3月	・・・	17:50まで

ウ 朝練習は、ウォーミングアップやクールダウンの時間が十分に確保できないことから、原則実施しません。

- ④ 学期中は、週当たり平日は1日以上、週休日（土曜・日曜）は1日以上を休養日とします。
- ア 大会等で、やむをえず週休日に両日とも部活動を行う場合は、原則同じ月の週休日に必ず休養日を設定します。
- イ 毎週月曜日は『部活動休養日』とし、原則部活動を行いません。
- ウ 専門委員会活動日、学校行事当日、また行事前日で多くの教職員が部活につけない日は、原則部活動を行いません。
- エ 毎月第3日曜日は「しまね家庭の日」で、部活動を行いません。ただし、大会・コンクール等がある場合は、必ずその前後で休養日进行、練習計画に明記します。
- ⑤ 長期休業中（終業式・修了式の翌日以降）の週休日は原則休養日とします。ただし、大会、練習試合等を計画する場合は、校長の許可を得て行い、振替の休養日を設定します。
- ⑥ 次の期間は、部活動休止期間とします。
- 春季部活動休止期間：R6年度は4月3日～5日（3日間）
 - 夏季学校閉庁日 ○冬季学校閉庁日
 - 中間テスト前5日間とテスト実施日、期末テスト前1週間とテスト実施日
- （※上位大会の出場等、特段の事情がある場合は校長判断とします。）

4. 特別練習について※

- ① 下記に示す大会・コンクールの前に、校長の許可を得て、8日分の活動時間を延長することができます。その際は、保護者に文書で事前連絡します。
- ※延長練習は、完全下校時刻から最長40分間とします。
- ② 下記に示す大会・コンクールの前について、月曜日の部活動および土日の活動を認めます。（活動を希望するときには管理職に申し出る。）

[運動部]

- ア 浜田ブロック大会
- イ 県総合体育大会

[吹奏楽部]

- ア 西部地区吹奏楽祭
- イ プレコンクール
- ウ 県アンサンブルコンテスト

[美術部]

- ア 浜田市美術展
- イ 合唱コンクールに合わせての校内展示

※その他、校長が認めた大会・コンクール等

5. 大会参加について

大会やコンクールへの参加は、「部活動の基本方針」と照らし合わせ、「主催団体」や「生徒・教員の心身の負担」や「家庭への経済的な負担」等を考慮して、部活動顧問と相談して校長が決定します。

部活動と地域スポーツクラブ等の両方に所属している生徒は、中体連主催大会（ブロック大会・県総体・中国大会・全国大会）にどちらの団体から出場するかを選択し、入部届や部活動所属届けで申し出ます。

6. 入部・退部・再入部について

- ① 新入生は入部届を担任に提出します。（担任 → 部活動主任 → 顧問）
2・3年生で継続して部活動への参加を希望する人は、年度初めに部活動所属届を担任に提出します。（担任 → 部活動主任 → 顧問）
- ② 入部決定までの計画
4月11日（木）～17日（水）・・・部活動見学期間
12日（金）・・・部活動説明会（新入生歓迎会）、入部届配布
18日（木）～25日（木）・・・体験入部（仮入部）開始（土日は参加しない）
22日（月）～26日（金）・・・入部届提出期間
26日（金）・・・・・・・・・・正式入部（入部届提出締切日）
※ 4月当初の大会に新入生が参加しなければならない場合はこの例外とします。
- ③ 新入生の完全下校時刻については、部活動見学期間中は終礼終了時刻の50分後、4月18日（体験入部開始）から4月30日までは17:20とします。
完全下校20分前にチャイム・放送をするので、新入生は片付けをして下校します。
- ④ 退部・再入部・年度途中入部については担任と顧問に相談し、その指示に従います。

7. 3年生の部活動参加について

3年生は、主な大会、コンクール等が終わった後、原則部活動に参加しません。
進路が確定し、進路先でも同じ部活動が続ける場合は、担任、顧問、保護者との相談の上、部活動の練習に参加することができます。その場合は、部活動主任が発行する承諾書を提出して参加します。（担任 → 部活動主任 → 顧問）

8. 活動上の確認事項

【活動場所・部室等について】

- ① 部室は、部活動の時間のみ使用する。（それ以外の時間は開けない）
- ② 更衣は原則部室で行う。（部室以外で行う場合は顧問の指示に従う。）
- ③ 部室の美化に努め、部活動に関係のない物・不要な物（教科書、衣類等）を置かない。
部室の使用状況が悪い場合は、使用を禁止し、活動を中止する場合がある。
- ④ 使用した施設は常に清掃・整備を行い、各部で責任をもって戸締りを行う。

【服装・用具等について】

- ⑤ 活動中の服装は顧問の指示にしたがい、学校指定の体育時の服装、または、部で指定した練習着とする。
- ⑥ 練習着、使用する用具等の購入については顧問の指示を受ける。
- ⑦ 使用する用具は大切に扱い、後片付けをきちんとする。
- ⑧ カバンなどの持ち物は顧問の指示にしたがい教室には置かない。また、活動に貴重品・不要物は持ってこない。（やむを得ず貴重品を持ってくる場合は、顧問に預ける）

【活動全般について】

- ⑨ 部活動を休んだり、遅刻、早退したりするときは顧問に連絡する。
- ⑩ 活動中、ケガや病気が発生したときは必ず顧問に連絡し、指示を受ける。
- ⑪ 平日の部活動終礼は後片付けや帰宅準備をし、タスキを付け制服で行う。
- ⑫ 休日の活動を校外で行う場合、自転車通学生以外の生徒でも、顧問の許可を得て、自転車を利用してもよい。
- ⑬ 休日の食事時に出るゴミについては、必ず各自で持ち帰る。
- ⑭ 活動終了後は速やかに下校する。

9. 運営に係る留意点

- ① 下記の部活動では、保護者会が組織され、会費等を集金し、大会・練習試合などの支援や保護者の親睦を図ることを目的とした活動が行われています。
(野球部、バレー部、バスケット部、ソフトテニス部、吹奏楽部)
- ② 外部指導者（浜田市部活動地域指導者）の承認は、学校長が行います。
- ③ 保護者への経費負担の軽減に努め、服装や用具についても高価になったり、派手になったりしないようにします。
- ④ 校長は、活動方針および各部の活動計画等を保護者に周知します。
- ⑤ 保護者送迎（現地集合解散）は、市教育委員会の示したルール「中学校部活動の保護者送迎等についての基本的な考え方 [H25. 5. 10]」に従い、原則として、公共交通機関を利用します。保護者送迎については、保護者（保護者会）と相談確認のうえ実施することができます。ただし、保護者の責任において送迎することを保護者が了解している場合に限り、相乗りは好ましくありません。また、教員が運転する車には生徒を乗せません。
- ⑥ 部活動運営会議は、管理職、事務職、各部活動顧問代表者により構成し、年度当初に開催し、浜田東中学校の部活動運営についての協議・決定・確認等を行います。

【浜田東中学校部活動以外の活動に関する規定】

1. 基本姿勢

- ・本校の部活動以外で、放課後等の時間帯に在学中を通じて継続的に行う活動（以下『部活外活動』）を行う際は、本人と保護者が校長まで申し出ます。
- ・『部活外活動』における練習中や大会中の事故、けが等については、本人及び保護者の責任とします。ただし治療費については、島根県中体連に専門部がある競技の承認を受けた中体連主催の大会中に限り、日本スポーツセンター振興センター災害共済の適用を認めます。

2. 普段の練習について

- ・『部活外活動』の練習時間や練習日、大会の参加については本校の「部活動に係る方針」の適用外とします。
- ・本校の部活動への入部を希望する場合、部活動外活動と両立をして、部活動の練習にも参加することとします。ただし、学校の部活動に入部する以上は、その部の方針や予定、指導に従って活動することが前提です。

3. 大会等の参加について

- ・登校日に開催される『部活外活動』における大会に参加したい場合は、大会毎に大会要項（もしくはそれに準ずるもの）を校長に提出します。その上で、校長が本校の「部活動に係る方針」内の「基本方針」と照らし合わせ、承認の可否を判断します。
- ・登校日の『部活外活動』の大会等が承認されればその日は公欠となります。
- ・校長が承認した中体連主催の大会のみ、本校教員又は、承認を受けた外部指導者が引率します。また、大会参加費及び本人分の宿泊費を学校が負担します。ただし、県総体までとし、保護者による送迎を原則とします。